

亀岡市指令環推第66号

許 可 証

住 所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

名 称 安田産業 株式会社

代 表 者 代表取締役 安田 奉春

平成29年9月1日付け申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2の規定により、次のとおり許可を変更します。

平成29年9月15日

亀岡市長 桂川 孝 裕



事業所の所在地 及 び 名 称	京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地 安田産業 株式会社
取扱廃棄物の種別	ごみ
業 務 の 種 別	収集、運搬
営 業 の 区 域	亀岡市
許 可 期 間	平成 29年7月1日から平成31年6月30日
許 可 条 件	1 清掃関係法令(条例・規則を含む)の規定を厳守すること。 2 廃棄物の収集運搬にあたっては清潔を旨とし、衛生的に処理すること。 3 その他当該職員の指示に従うこと。 上記の条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。